

「一本の水路」エクスカージョンプロジェクト企画運営業務委託
業務仕様書

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、「一本の水路」エクスカージョンプロジェクト企画運営業務（以下「本業務」という。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 本業務の目的

国内の企業研修及び教育旅行（将来的には、アジア圏のインセンティブ旅行及び教育旅行）をターゲットに、日本遺産「一本の水路」の歴史的な文化資源とそこから生まれた地域に根付く開拓者精神を地域資源と捉え、地域資源を活用の上、誘致し、猪苗代湖周辺の地域経済を活性化させること目的に本業務を実施する。

3 提案の留意事項

- (1) 本業務の対象地域は「首都圏」とする。
- (2) 本業務では、企業研修担当者を招請し、その様子を動画で撮影、編集することで、商材として商談会やセールスで活用することを目的達成の手段とする。
- (3) 提案上限金額の範囲内で、目的に沿った独自の提案を実施することができる。
- (4) 当該事業は、以下のとおり長期的計画を予定しているため、当該計画を加味した提案を実施すること。
 - ・令和8年度：企業研修の商材作成及び商談
 - ・令和9年度：企業研修の商談・アジア圏インセンティブ旅行の誘致
 - ・令和10年度：企業研修の商談・アジア圏インセンティブ旅行の誘致

第2 委託業務の概要

- 1 招請する企業・担当者をピックアップ・アポイントの実施
- 2 企業研修担当者を招請したモニターツアーの実施
- 3 商談用動画の制作（2本 3分動画・30秒動画）
- 4 東北観光推進機構主催「東北教育旅行セミナー」への参加・商談の実施
- 5 企業向けの追加セールスの実施
- 6 事業報告書作成

第3 委託業務の内容・要求水準等

日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会では、本業務において、以下スケジュール・内容を想定しているため、それに合わせた提案を実施すること。なお、これらの外、本事業の目的

等を踏まえ、有意義であると考えられる内容については、提案すること。本業務を通した KPI についても企画提案書内に記載すること。

実施月	内容
6月	招請する企業・担当者をピックアップ・アポイントの実施
7月	東北観光推進機構主催「東北教育旅行セミナー」への参加・商談の実施
8月	
9月	企業研修担当者を招請したモニターツアーの実施・動画撮影
10月	動画の制作（2本 3分動画・30秒動画）
11月	企業向けの追加セールスの実施

1 招請する企業・担当者をピックアップ・アポイントの実施

- (1) 招請する企業については、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局の担当者との協議の上、決定するものとするが、提案に当たっては、想定する企業・ジャンル・理由を記載の上、提案すること。
- (2) モニターツアーに参加する企業・担当者へ企画趣旨を説明し、参加のアポイントを実施すること。
- (3) 企業・担当者名簿を作成すること。その際、企業の事業内容・参加に至った理由等を記載し、将来に繋がる可能性の高い企業・担当者を招請すること。

2 企業研修担当者を招請したモニターツアーの実施

(1) ツアーの企画、実施・運行管理

以下の要件により、ファムツアーを企画し、実施・運行管理を実施すること。

ア 企画

行程表については、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局から受注者に案を提示し、協議の上で決定するため、提案に当たっては、行程表（案）の作成は不要とする。なお、想定している発着空港・添乗の人数については企画提案書内に記載すること。

- (ア) 行程は1泊2日を基本として、協議により決定する。
- (イ) 実施回数は1回以上とする。なお、実施回数については企画提案書内に記載すること。
- (ウ) 招請者は、3つの企業から1名ずつ以上として、協議により決定する。

イ 実施・運行管理

日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局との協議の上で決定した行程表に基づき、視察ツアーを実施・運行管理を行うこと。

- (ア) 移動手段・宿泊・食事・体験、その他必要な手続きを手配すること。
なお、必要に応じて、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局が手配を行う場合があるものとする。
- (イ) 招請者の運行管理、コーディネートを実施すること。

ウ アンケート調査の実施

ツアー終了後、速やかにアンケート調査を実施し、まとめること。

(2) アフターフォローの実施

参加者（企業）に対して、企業研修の実現に向けたアフターフォローを実施すること。

3 商談用動画の制作（2本 3分動画・30秒動画）

以下の内容で動画を2本（3分動画1本・30秒動画1本）制作することとし、予算の範囲内で作成可能な最大本数を提案すること。

- (1) 動画は、「2 企業研修担当者を招請したモニターツアー」に帯同し、ツアーの様子を撮影すること。なお、完成した動画は、企業研修を予定する企業や研修担当者に対しての商材として活用するものであるため、その点を加味した企画・構成とすること。
- (2) ツアーの行程を撮影のために過度に止めることなく、撮影を実施すること。
- (3) 動画は、郡山市公式 YouTube 等に掲載することを想定し、必要な編集・データ変換・サムネイル作成等を実施すること。
- (4) 構成や編集の企画・立案、映像の撮影・編集・その他映像制作にかかる一切の作業、撮影・配信に係る各種調整、法的権利関係の整理・調整、映像配信媒体との各種調整、撮影に付随する交通手段、食事等の一切の手配、二次利用及び再編集等に係る各種調整を行うこと。
- (5) 撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。また、動画の完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。動画は縦型（規格は9：16）とし、SNS 等で配信しやすい仕様とすること。なお、本業務を目的に資する提案企画で縦型動画と連動させるものであれば、一部は横型も可とする。
- (6) 素材形式はMP4形式、画質解像度はフルハイビジョン以上とすること。
- (7) 映像は新規撮影を原則とする。
- (8) 4K映像、360°全方位カメラ、ドローン、タイムラプス等、映像を制作するための専用機材や映像技術を積極的に活用すること。
- (9) 撮影に当たっては、ロケハンの上、絵コンテを作成すること。

4 東北観光推進機構主催「東北教育旅行セミナー」への参加・商談の実施

- (1) 参加を予定している東北観光推進機構主催「東北教育旅行セミナー」（東京開催）の移動手段を手配すること。なお、参加する者は最大2名日帰りとする。
- (2) 「第2部東北教育旅行相談会・商談会」に参加を予定しているものとする。（出展費用は無料、郡山市で申し込みを行う。）

5 企業向けの追加セールスの実施

- (1) 首都圏の企業向けに追加セールスを実施するため、企業の選定及びアポイントを実施すること。なお、3社程度を目安とし、モニターツアー参加の企業を選定する提案は妨げないものとする。
- (2) 移動手段を手配すること。なお、参加する者は最大2名日帰りとする。

6 事業報告書の作成

業務の成果がわかるよう実施報告書を作成すること。また、報告書内には、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会が今後実施すべき取り組みを記載すること。

第4 成果品

1 完了検査

事業報告書を提出し、完了検査を受けること。成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会に帰属するものとし、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会の承諾なしに使用、公表してはならない。

2 事業報告書の規格及び提出先

- (1) 原則、A4版、縦型、横書きとし、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データで提出すること。
- (2) 提出先は、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局（郡山市文化スポーツ観光部観光政策課（郡山市役所本庁舎5階））とする。
- (3) その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。

第5 その他留意事項

- 1 業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うこと。
- 2 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。
なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 3 本業務の実施に当たっては、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会事務局と十分な協議の上、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、日本遺産「一本の水路」プロモーション協議会に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 4 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 5 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 6 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 7 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。
- 8 受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。